

学事第2086-1号
令和7年3月31日

各私立幼稚園設置者様

埼玉県総務部長 三 須 康 男
(公 印 省 略)

計算書類等標準記載科目について（通知）

埼玉県知事所轄の私立幼稚園設置者（幼稚園のみを設置する者に限る。）に係る私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）による改正後の私立学校法（昭和24年法律第270号）第103条第1項及び第2項に基づく計算書類並びに私立学校振興助成法施行規則（令和6年文部科学省令第29号）第2条第3号の規定に基づく人件費支出内訳表の作成等に当たっては、下記事項に留意の上処理されるようお願いいたします。

なお、本通知は、令和7年度以降の会計年度に係る会計処理及び計算書類等の作成について適用してください。

記

1 標準記載科目について

- （1）令和2年3月17日付け学事第1437-1号に添付の財務計算書類標準記載科目を計算書類等標準記載科目（別紙のとおり。以下「標準記載科目」という。）に改正するので、学校法人の経理規程等に引用している場合は、改正等の所要の対応をすること。なお、改正後の標準記載科目の大科目、中科目及び小科目は、改正前のものと変更はないこと。
- （2）計算書類及び人件費支出内訳表（以下「計算書類等」という。）の大科目及び中科目については、標準記載科目で処理すること。
- （3）計算書類等の小科目については、標準記載科目での処理を原則とするが、標準記載科目での処理が困難な場合は、設置者が適当な科目を設定し、処理してよいこと。

2 計算書類について

計算書類のうち、活動区分資金収支計算書については、作成を要しないこと。

担当 学事課検査指導担当
電話 048-830-2565